

平成23年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成23年6月14日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時00分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 佐々木 武志

委員 中條 克之

委員 中村 立子

委員 中本 賢

教育長 金井 則夫

【出席職員】

総務部長 平野

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 渡邊

生涯学習部長 野本

庶務課長 小椋

企画課長 広瀬

庶務課担当課長 五十嵐

教職員課長 古内

指導課長 島田

文化財課長 渡辺

勤労課長 高島

担当係長 末木

書記 荻野

【署名人】

委員 中村 立子

委員 中本 賢

1 開会宣言

【佐々木委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は小泉委員が所用により欠席でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【佐々木委員長】

本日の会期は、14時00分から15時40分までといたします。

3 会議録の承認

【佐々木委員長】

5月定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

【各委員】

<了承>

4 傍聴（傍聴者 0名）

本日は傍聴の申し出がありません。

以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【佐々木委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件については、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No.6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

議案第14号 公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てに係る決定について

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第13号 学校運営協議会委員の任命等について

は、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【佐々木委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、中村委員と中本委員をお願いをいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No.1 請願の報告及び協議について

庶務課担当課長が説明した。

【佐々木委員長】

ただ今、報告がありました請願の取扱いにつきまして、ご協議願います。
請願第4号から第8号は、8月の教育委員会臨時会において予定されている教科書採択以前の審議が必要であると説明がありました。
今後、事務局の提案のとおり7月の教育委員会会議において審議するという
ことでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

なお、意見陳述については、請願第5号から第8号は同一の方からの請願ですので一
括して10分程度ということでしょうか。

【各委員】

<了承>

【中村委員】

横浜にお住まいの方のようですが、川崎市の使う教科書についての請願を受け付けな
くてはならないのですか。

【庶務課担当課長】

請願者について、居住地などの決まりはございません。

【金井教育長】

この方は、神奈川県や横浜市にも請願を提出しているんですね。

【庶務課担当課長】

はい。神奈川県にも提出しています。

【中村委員】

横浜市ですから神奈川県に提出するのはわかりますが、川崎市に出すのに疑問を感じました。

【金井教育長】

横浜市などがどのような回答するかはわからないが、川崎市は川崎市として回答しなくてはなりません。

【佐々木委員長】

他市の方だからと言って請願を受付けないという訳にはいきません。

【庶務課担当課長】

教科書採択は川崎市でも行われるので妥当性はあります。

【金井教育長】

今後、まだ請願が出されますか。

【庶務課担当課長】

8月の教科書採択までは出される可能性があります。

【中村委員】

国のほうでも横浜が問題になっていたようですね。

【佐々木委員長】

横浜で独自に作った副読本を使った事がけしからんというようなお話でした。

【中條委員】

7月26日以降に請願があった場合の取扱はどうなりますか。

【庶務課担当課長】

7月26日時点では、次の教育委員会が教科書採択だと周知されているので、請願が出された場合は、出す方には、事情を説明いたします。

【中村委員】

意見陳述は1件につき10分ですか。

【庶務課担当課長】

いえ、お一人10分でお願いします。

報告事項 No. 2 叙位・叙勲について

庶務課長が説明した。

【佐々木委員長】

何かございませんか。なければ承認と言うことでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

報告事項 No. 3 平成23年第2回市議会臨時会の報告について

総務部長が説明した。

【佐々木委員長】

何かございませんか。なければ承認と言うことでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

報告事項 No. 4 平成23年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験について

教職員課長が説明した。

【中村委員】

全体で人数が減っているのは何故ですか。

【教職員課長】

川崎を中心とする受けるエリアの方が参考とするのは昨年の状況です。昨年度の倍率が高いと敬遠されるのは間違いないです。

【中本委員】

魅力あるパンフレット作りが必要ではないかと思います。川崎市の特徴が出ていないと思います。教員の先生方でも個人の活動で素晴らしい活動をしている人がたくさんいますし、いきいきできる職場環境が川崎にはあるということをもっとアピールして欲しいと思います。

【佐々木委員長】

大震災の影響で行けなかったということはありませんか。

【教職員課長】

震災で東北の大学の授業が一ヶ月遅れて始まった学校があったため、行けなかった所はありませんでしたが、申し込みが始まってからの学校が多かったです。

【中本委員】

現場の教師はアピールに行っていますか。

【教職員課長】

休みの日などを利用してできるだけ行ってもらっています。

【中村委員】

昨年度の辞退率はどれくらいですか。

【教職員課長】

中学校では多くはないですが、小学校で約2割です。

東北の方では倍率が40倍などと高いため、地方の受験者の方は地元で合格すると川崎を辞退するという事で毎年約2割程度の辞退者が出ます。昨年度は、もう一つの要素として小学校1年生の35人学級の取組みがありました。地方で定数が増えたため、辞退者が2割を超えました。

【中村委員】

首都圏でも併願はできるようですが、いかがですか。

【教職員課長】

首都圏では、申し合わせてはいませんが、受験日が同じところが多いので、併願は難しいと思います。

【中村委員】

推薦受験との併願があるという話ですが、いかがでしょうか。

【教職員課長】

できるのであれば可能性はあると思います。

採用担当中心に川崎の魅力のアピールは大変がんばっていると申し上げていいと思います。実は平成20年には倍率が2.1倍まで落ち込んでいましたが、昨年度の8.5倍は際立った高さでしたので、今年度は敬遠されるのが織り込み済みでした。

【中村委員】

推薦のように受験生を縛る制度もあります。受験生が、他がよかったと思っても縛ることができると思います。

【教職員課長】

ただ推薦の人数を増やすと一般受験の門が狭くなるので、そうするとそういう情報は受験生の敬遠する材料になるという事もあります。

【佐々木委員長】

教育サポーターなど経験者の受験者の合格率はいかがですか。

【教職員課長】

今、手元に資料がありませんが、事前に校長先生から事前に活動状況の話を聞いたりしています。

【中條委員】

例えばNPO「明日の先生の会」からの合格率は結構高いですか。

【金井教育長】

結構高いようでした。

【教職員課長】

説明会の中でも取り組み内容のパンフレットもお配りしていますし、教員同士の横の繋がりなど、地道な活動をしています。

【佐々木委員長】

ほかに何かございませんか。なければ承認と言うことでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理について

企画課長、生涯学習推進課長が説明した。

【佐々木委員長】

何かございませんか。なければ承認と言うことでよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

8 議事事項 I

議案第 11 号 平成 24 年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

指導課長、指導課指導主事が説明した。

【金井教育長】

定時制の志願変更が 2 日と 5 日と離れているのは休みが入っているからですか。

【指導課長】

そうです。

【中村委員】

(3) の海外から移住してきた方などの検査について今まではどのようなのですか。

【指導主事】

この要綱を承認いただいた段階で、別に実施要領というものが県の教育委員会から出て、市もこれに準じて実施いたします。帰国してこられた方のために、申請の用紙や申請の期日が定められていて、中学校の校長先生の印を押したものを申請として、試験時間の延長などを認めるというものです。

【佐々木委員長】

原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

原案のとおり可決といたします。

議案第12号 川崎市重要歴史記念物（梶ヶ谷神明社上遺跡出土品）の指定について

文化財課長が説明した。

【中本委員】

隣に小学校がありますが、総合的な学習などで利用はしていますか。まだですか。

【文化財課課長補佐】

梶ヶ谷小学校では行っていませんが、今、市民ミュージアムのスクールプログラムで、学校からの要望に応じて、学芸員が土器や石器を学校に持って行って授業をするというようなことはしています。

【中本委員】

これは、多摩川で鮎を見つけた時の様な感動がありました。地域啓蒙というか、川崎はどれだけ素敵な歴史と自然があるんだという話の中で、今まで、丘がありませんでした。丘の上の学習をどう展開していくか考えていました。こういう出土で、新興住宅地の人たちに、どれほど川崎が住みやすい素敵な環境があるんだという事を伝えて欲しいです。

このままの住居を近くの公園に作ってみるとか、川でいうならたも網で魚を捕ってみるというような体験的なカリキュラムができるようにして欲しいです。土器を通じて学校のカリキュラムの中に組み入れるかを考えて欲しいです。先生だけでは無理ですから愛好家の知識を入れて欲しいです。総合の研究会のようなところが先生たちのための講座を開いたりして欲しいです。一年に一度見せるだけではもったいないと思います。力を持っている川崎の財産だと思います。川崎の丘陵地の魅力を発信して欲しいです。川と丘と梨と再生する工業地帯、他の地域にはない魅力を伝えることが出来ると思います。

【金井教育長】

学校の活動の中で、砂鉄を溶かしたりする活動をしている学校もあります。

【中條委員】

柿生中学校ですね。

【金井教育長】

東橋中学校にいた時には、近くの土で土器を作り野焼きしたことがありました。

【佐々木委員長】

前に小学校で竪穴式住居を作ったことがありました。

【金井教育長】

これは発掘したままの状態ですか。

【文化財課担当課長】

かけているところは修復してありますが、出土したままです。

一つの家の中で生活していたように出土していることについて、子供たちに考えてもらうだけでとても面白いと思います。

【中條委員】

この跡地は宅地にしようとしてできたのですか。

【文化財課担当課長】

そうです。

【中條委員】

住居跡のレプリカを作ってほしいです。

【佐々木委員長】

とても素晴らしいものを見せていただきました。

【佐々木委員長】

原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

原案のとおり可決いたします。

< 以下、非公開 >

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長・庶務課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、報告事項No. 6は全員に承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第13号 学校運営協議会委員の任命等について

企画課長が説明した

委員長が会議に諮った結果、議案事項第13号は原案のとおり可決された。

議案第14号 公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てに係る決定について

庶務課担当課長、勤労課長が説明した

委員長が会議に諮った結果、議案事項第14号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。